

大学教授の研究者資格—科研費の例—

宇田川拓雄（北海道教育大学）

1. はじめに

ここでは科学研究費（以下、科研費）応募資格の問題を取り上げる。真理の探究という意味での研究活動は職業とは無関係に実践可能であるが、現代では国家や企業に雇用された専門家が職業として行うのが普通である。研究は研究者が己の信ずる科学的価値に従い自由に行う活動である。我が国では大学設置基準の大綱化（基準緩和化）以降、大学による大学教授の研究支援体制や研究に関するルールが多様化し始めており、研究促進に貢献する改善が見られる一方で、研究を阻害する改変がなされ、研究者の不利になる事例も見受けられる。なお、本報告は北海道教育大学紀要論文「大学教授の研究環境の劣化に関する事例研究—旅費と科研申請資格を例として—」（宇田川拓雄、64-1、2013/9）の一部を発展させたものである。

大学教員が研究を行うのは当たり前のことであり、研究課題選択や研究方法は研究者の自由に任されている。しかし研究者は課題や方法を完全に自由に選べるわけではない。科研費公募要領の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」にあるように個人情報、生命倫理・安全などについての規範や社会道德の基準に従わねばならない。これらの規制をクリアしても、研究者が自由に研究を行なうには現実的な問題が存在する。それは大学の管理組織による研究者支配の問題である。

日本では大学教員は大学から与えられる研究費や学外の研究資金で研究を行なっている。その前提として大学が研究者に研究を職務として認めることが必要である。独法化により大学独自の裁量が認められるよ

うになり、科研費の運用や応募申請資格の扱いに大学ごとの差が生じている。科研費そのものの自由度は飛躍的に増大したが、逆に、研究者の不利益になるマネジメントを行う大学も出始めている。

2. 科研費応募資格の問題

北海道の国立大学および3つの大型教育大学について2012年11月に科学研究費への応募資格を調べた。

応募資格	A	B	C
北海道教育大学	不可	不可	不可
旭川医科大学	可	可	研究室実験室などを確認して認める。
小樽商科大学	可	可	可
帯広畜産大学	可	可	可
北見工業大学	可	特任講師として可	非常勤研究員として申請を認める。
北海道大学	可	可	研究室実験室などを確認して認めている。
室蘭工業大学	可	可	研究室実験室などを確認して認めている。
東京学芸大学	可	可	無給研究員として認める。
大阪教育大学	可	可	可

表中、Aは応募時点では資格があるが将来は未定の者（任期制や退職予定教員）、Bは名誉教授、Cは非常勤講師である。

外部資金獲得奨励は全国の大学に共通であろう。しかし科研費応募資格の認定は大学の裁量にまかされ、大学ごとに違いがある。平成25年度科学研究費助成事業科研費公募要領によれば応募資格は「応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに『科研費の応募資格有り』として研究者情報が登録されている研究者」で「ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動をおこなうことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない）（以下、省略」（p.14）とされている。北海道教育大学はこの規定に反し制限が特に大きい。

3. 中期計画における科学研究費の扱い

全国の国立大学法人の中期計画（平成23年3月）における科研費の扱いを文科省のホームページで調べた。全86大学のうち科研費に言及しているのは半数の43大学で、大型大学、研究大学、小規模大学では言及しない傾向があり、旧帝国大学で言及している大学はない。中期計画で「Ⅱ研究教育項目」扱いは11大学(13%)、「Ⅲ財務項目」扱いは38大学(44%)、両方で言及しているのは6大学(7%)、財務項目のみで言及している大学は33大学(38%)であった。

12大学は科研費応募申請の数値目標を挙げている：福岡教育大学（申請率50%以上）、香川大学（申請率5%以上増加）、和歌山大学（申請件数を平成21年度より2割増）、大阪教育大学（外部資金獲得に取り組む教員70%以上）、愛知教育大学（申請件数100件）、金沢大学（中期計画開始時比で実質10%程度の増加）、上越教育大学（平成21年比較で20%増）、一橋大学（申請率10%増）、東京海洋大学（申請率10%増）、東京学芸大学（過去5年間平均

実績の50%増）、小樽商科大学（申請率45%以上を維持）、北海道教育大学（申請率100%を目指す）。北海道教育大学は研究支援策を持たず、財政項目に研費応募申請率の数値目標を定めている。

3. 考察

北海道教育大学における科学研究費応募申請資格の制限は文部科学省の資格拡大方針ばかりか大学の外部資金導入奨励方針とも矛盾している。その理由として報告者が現時点で思いつくのは、現状維持・前例踏襲を好む大学官僚制の習性である。伝統的な大学運営を続けたいという保守的な官僚体質が矛盾の元凶ではないだろうか。

大学が科研費応募申請率を目標として設定することは正しいのだろうか。科研費を必要としない研究や、講演や出版など外部資金獲得とは異なるやり方で成果を挙げる研究もある。研究にはプロセスがあり自分のテーマがどの段階にあるのか、いつ計画を応募すれば採択されそうかは研究者自身が知っている。近年、研究はグループで行なうことが多くなり、研究代表者以外にも重要な役割を担っている。北海道教育大学は応募申請資格を厳しく制限しつつ研究支援策やインセンティブなしに申請率100%を目標としている。これはきわめて非現実的な数値であって、努力していることを示すアリバイ、ないし単なるパフォーマンスではないのか。まともな研究者が考えた計画には思えない。応募申請制限は研究者の不利益になるが、応募を強いることは可能性のない応募を続けることになり害が大きい。従来から教員養成大学は文部科学省の意向に従う傾向があるから、この数値目標も事務管理部門の発想ではないだろうか。

国立大学の法人化は大学の自由度を向上させ、学長にかつてないほどの権限を与えたが、必ずしも優れた人物が学長になるとは限らず、さらに、大学における官僚的支配に対抗するはずの教授会の権限が大きく制限されたためと、研究者自身が研究環境の改善に立ち向かう習慣がないため、今の仕組みは日本の大学の研究の独立性、独創性、自律性を大きく損なう恐れがあるように思われる。